

○農林水産省告示第百三十五号
植物防疫法施行令（昭和五十一年政令第百四十六号）第三条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が定める設備又は器具を次のように定め、平成十二年四月一日から施行する。
平成十二年二月三日
農林水産大臣 玉沢徳一郎
一 クリーンベンチ
二 恒温器